

筑前町保育利用選考基準(令和3年度分)

保育所等への施設利用申込者数が受入可能数を上回った場合には、選考により、保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します。
選考に当たっては、基準点と調整点との合計を基本とし、総合的に判断します。

基準点

保護者(父母)の状況			基準点		
			父	母	
就労	被雇用者	月160時間以上の就労	20	20	
		月140時間以上160時間未満の就労	19	19	
		月120時間以上140時間未満の就労	18	18	
		月100時間以上120時間未満の就労	17	17	
		月80時間以上100時間未満の就労	16	16	
		月64時間以上80時間未満の就労	15	15	
	自営業	事業主	月160時間以上の就労	20	20
			月140時間以上160時間未満の就労	19	19
			月120時間以上140時間未満の就労	18	18
			月100時間以上120時間未満の就労	17	17
			月80時間以上100時間未満の就労	16	16
			月64時間以上80時間未満の就労	15	15
	自営業	家族協力者(専従者)	月160時間以上の就労	18	18
			月140時間以上160時間未満の就労	17	17
			月120時間以上140時間未満の就労	16	16
			月100時間以上120時間未満の就労	15	15
			月80時間以上100時間未満の就労	14	14
			月64時間以上80時間未満の就労	13	13
	農業	耕作主	月160時間以上の就労	20	20
			月140時間以上160時間未満の就労	19	19
			月120時間以上140時間未満の就労	18	18
			月100時間以上120時間未満の就労	17	17
			月80時間以上100時間未満の就労	16	16
			月64時間以上80時間未満の就労	15	17
家族協力者(専従者)		月160時間以上の就労	18	18	
		月140時間以上160時間未満の就労	17	17	
		月120時間以上140時間未満の就労	16	16	
		月100時間以上120時間未満の就労	15	15	
		月80時間以上100時間未満の就労	14	14	
		月64時間以上80時間未満の就労	13	13	
内職	月120時間以上の就労	18	18		
	月64時間以上120時間未満の就労	16	16		
就学	就学及び職業訓練	※就労の被雇用者を準用	※	※	
介護・看護	入院	月120時間以上の介護・看護	16	16	
		月120時間未満の介護・看護	14	14	
	自宅療養	月120時間以上の介護・看護	14	14	
		月120時間未満の介護・看護	12	12	
出産	母の出産前後	産前産後2ヶ月	-	18	
病気・障害	入院	入院中	20	20	
	通院・自宅療養	医師の診断により常時保育ができない者	18	18	
	心身障害等	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神手帳1級	20	20	
		身体障害者手帳3～4級 療育手帳B 精神手帳2級	16	16	
身体障害者手帳5～6級 精神手帳3級		12	12		
災害	災害復旧	災害等の復旧にあっている者	20	20	
求職活動	求職活動中		5	5	
特別な支援が必要		児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	100		

調整点

保護者(父母)の状況		調整点
ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭・またはそれに類する世帯	28
生活保護世帯		3
生計中心者の失業	倒産・リストラ等、自己都合以外の失業により、就労の必要性が高い場合	10
子どもが障害を有する場合	入所申込児が集団保育が可能とされた障害児である場合	5
育児休業明け	前年度中に育休復帰し、認可保育所への申込をしたが入所できなかった場合を含む	5
地域型保育事業の卒園児		20
町外別居	配偶者が町外別居(単身赴任等)	20
保育可能な親族と非同居	15歳以上65歳未満の保育可能な親族と同居していない家庭	3
兄弟姉妹の同時申請	保育所等に未入所の兄弟姉妹が同時に申込をした場合	3
兄弟姉妹が在園中	入所申込児の兄弟姉妹が在園中の家庭	40
待機児童解消対策	児童福祉の観点から、待機児童の解消につながると判断した場合	60

利用調整に係る優先順位について

- ①在園児が、次年度も引続き入所を希望する場合、保育を必要とする要件が求職中を除き、前年度と比べ著しい変化がない場合においては、最優先に利用調整を行う。
- ②新規入所申込者を上記表の基準点と調整点の合計点の高い方から順に利用調整を行う。
- ③同一点数で並んだ場合の優先順位については総合的に判断する。